明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務九三）　一
○出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（法務四〇）　六

〔告示〕
○無線設備規則第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件（総務三七五）　二
○無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件の一部を改正する件（同三七六）　三
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同三七七）
○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同三七八）　三
○インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三七九）　三
○周波数割当計画の一部を変更する件（同三八〇）　三
○南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る関税定率法第八条第二十七項に規定する調査開始の件（財務三四一）　五

〔公告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等　独立行政法人電子航法研究所平成二十三事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金解散・清算人就任、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失関係　一六
地方公共団体　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二五
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

総務大臣　樽床　伸二

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第五号中⑭を⑮とし、⑸から⑬までを⑹から⑭までとし、⑷の次に次のように加える。

⑸　設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条の二十三」の下に「・第四十九条の二十三の二」を加える。

第十四条の二第一項中「を行う携帯移動地球局」の下に「、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局」を加える。

第二十四条第二十八項中「インマルサット携帯移動地球局の」の下に「インマルサットＢＧＡＮ型のうち主として航空機に搭載される受信装置及び」を加え、同条に次の一項を加える。

29　第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

第四十九条の二十三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備）」を付し、第四章第四節の二十中同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二十三の二　対地静止衛星に開設する人工衛星局（インマルサット人工衛星局を除く。）の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、一、六二六・五MHzから一、六六〇・五MHzまでの周波数の電波を送信し、一、五二五MHzから一、五五九MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ロ　携帯移動地球局が通話のために使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択されるものであること。

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、四相位相変調、一六値振幅位相変調又は三二値振幅位相変調であること。

ロ　送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒四六、八〇〇ビット、毎秒一八七、二〇〇ビット、毎秒二三四、〇〇〇ビット、毎秒四六八、〇〇〇ビット又は毎秒五八五、〇〇〇ビット

三　受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二四デシベル以上であること。

四　送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波であること。

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。